ご来訪時体温測定の実施お願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来訪されるすべての方の
体温測定の協力をお願い致します。

なお、下記項目のいずれかに**該当する方は必ず、弊社社員へお申し出ください。**

身体症状	・　発熱、せき、息苦しさなどの症状がある ・　急に「味」や「におい」の異常を感じる
接 触 歴	新型コロナウイルス感染者・疑い患者、またはその家族の濃厚（※）接触歴がある
	１４日以内の海外渡航歴、または１４日以内の海外からの帰国者・入国者との濃厚接触（※）歴がある。

※　濃厚接触　同居あるいは30分以上の接触または、同室滞在があった、気道分泌（唾、鼻水等）もしくは体液等に直接触れた可能性が高い、適切な防護なしにコロナウイルス感染患者・疑い患者と接触したなど

ー 旭紙業株式会社・東北旭紙業株式会社 ー

2020 年 5 月 1 日
アサヒグループ

新型コロナウィルス対応

1. 予防措置（～5/15 まで）

項番	内　容	補　足	
		旭紙業	東北旭紙業
1	出張（※国内、海外）禁止	国内出張は社長決裁	国内出張は取締役決裁
2	展示会、外部セミナー等の参加禁止、8 名以上の会議、会合の原則禁止・テレビ会議での対応	やむを得ない場合は社長決裁	やむを得ない場合は取締役決裁
3	社員食堂利用の分散（場所、時間）	時間：ライン毎で時間をずらしての利用を推奨 場所：出来る限り分散して使用する	
4	毎日の体温測定 （37.5℃以上の場合は出社前に上長に TEL 連絡） 加えて、出社した後、すぐに体温測定を実施		
5	日常の手洗い・うがい、マスク着用の励行 構内（本社、工場）入場時（来客含む）は必ずアルコール消毒を実施		
6	執務室、会議室の時間毎の換気実施 （9 時、12 時、15 時に実施） ※　時間帯は事業所内で変更可能	チェック表に記入	
7	手摺・ドアノブ等の消毒 （9 時、12 時、15 時に実施） ※　時間帯は事業所内で変更可能	チェック表に記入	
8	原則、工場間、本社↔工場間の不要不急の移動禁止	やむを得ない場合は上長に許可を得る事	
9	外部来訪者対応　（基本的には来訪をご遠慮いただいております） 共通：入場者のアルコール除菌実施、 お茶出しの自粛 工場：入場者の検温（確認を行うこと）		

2.　事象発生時対応（～5/15 まで）

項番	想定ケース	本 人 対 応	社 内 対 応
1	従業員本人が 37.5℃以上の発熱	休業　（平熱に戻ってから 24 時間までは自宅待機とします）　　但し、37.5℃以上の発熱が 2 日以上続いた場合、または、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が続いている場合は帰国者･接触者相談センターまたは病院に必らず相談すること	通常業務継続 要総務部報告
2	従業員と同居の家族及び近隣・共同住宅の住民に発生した場合、濃厚接触者の疑いがある場合 37.5℃以上の発熱	休業 原則従業員本人の場合と同様の対応としますが、最終的には事業所の最高責任者（社長、取締役）に報告後決定いたします	通常業務継続 健康管理社内再徹底 要総務部報告
3	従業員がコロナウィルス感染者と接触がある（濃厚接触者）と想定される（保健所からの連絡、問合せがあった場合）	休業　7 日間症状が出なければ 8 日目から出勤可 症状が出なければ出勤可。 （基本的には保健所/病院の判断に基づく）	通常業務継続 健康管理社内再徹底 要総務部報告
4	従業員本人が感染・発症（検査で陽性）	休業 （医師の判断により出勤時期を決定） ※　感染者の職場及び移動の経路（社内）、ロッカー、下駄箱等に至るまで早急に消毒を実施する	地域保健所に報告 当該事務所・工場休業 BCP マニュアルに則り代替生産実施 主要取引先告知

３．休業時の対応

項番	対　象	対　応	備　考
1	操　業	休業 地域保健所の指導に基づく（休業日数、その他）	物流においては通常通りとする
2	取引先・仕入先	発症の告知（営業、受注・発注担当割振りにより）	電話及びメールを利用
3	製　造	バックアップ（代替生産）実施	BCP マニュアルに基づく
4	従業員	発症の告知 （濃厚接触者の特定、上記３．の対応実施）、在宅勤務等実施。	きずなネット、電話を利用
5	再開時	従業員、取引先、仕入先等へ告知（上記発症時と同一）の上再開。	

【新型コロナウィルス対応フロー】

新型コロナウィルス対応方法について（～5月15日）

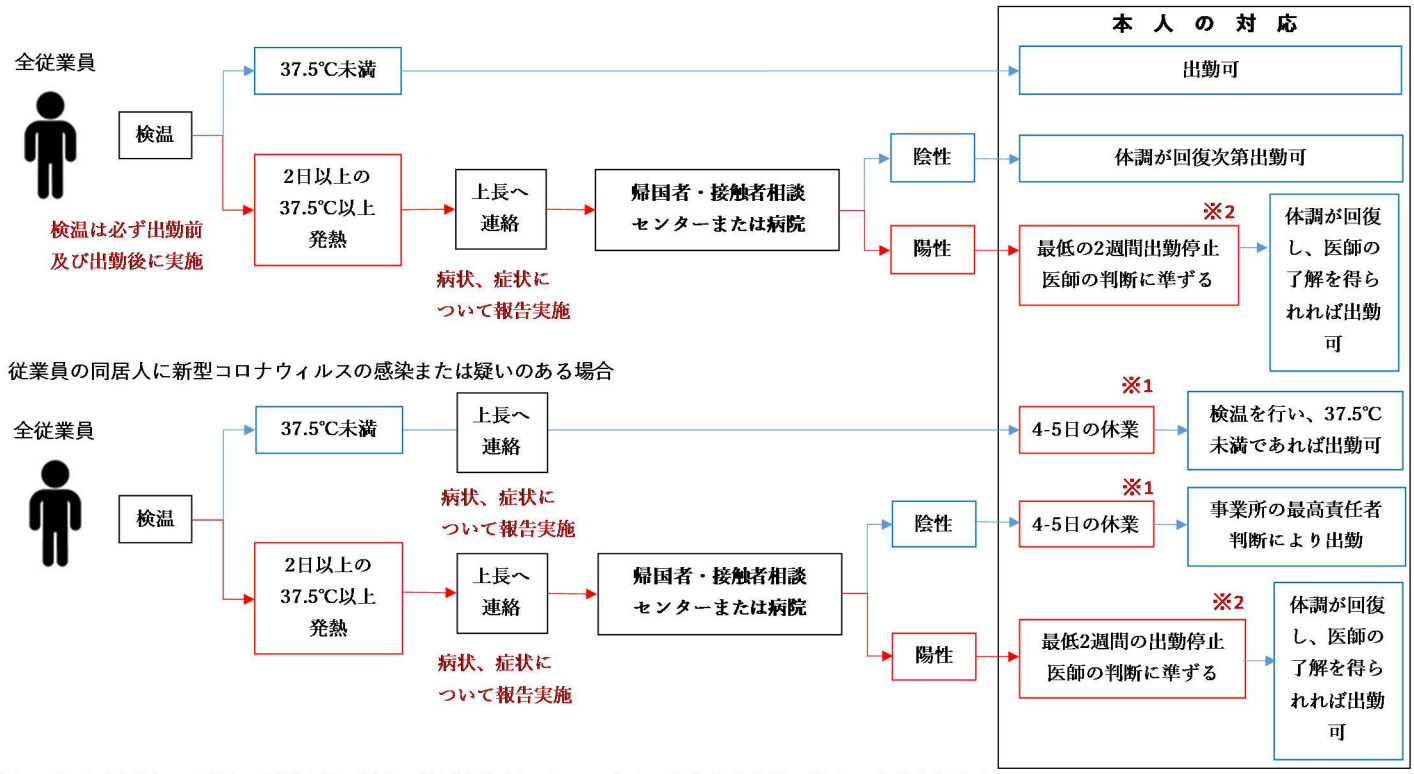

※1　上長（会社）の判断で休暇取得の場合は特別休暇扱いとし、本人の自主的な休業の場合は有給休暇とする。

※2　感染者となった場合は欠勤扱いとする。但し、有給休暇の取得は可能。